

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。神保町出張所長から、人間ドック受診のため、欠席です。

本日も議案審査を予定しています。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が3件、陳情審査が2件、地域振興部の報告事項が3件です。日程の順に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査です。

最初に、議案第24号、神田橋公園改修工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料1、ファイルナンバー01、神田橋公園改修工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。

本案件は、昨年12月の予算特別委員会にて神田橋公園整備の見通しが明確になったため、整備に要する経費につきまして、追加の予算計上を新たに追加させていただいた案件でございます。その後、第1回定例会の当初議案として提出できるように進めていた入札が不調となってしまう、さらなる遅れを生じさせないように、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づきまして、随意契約で対応させていただくこととして、このたび、急施議案を提出させていただいたものでございます。

なお、この案件につきましては、本日の環境まちづくり委員会でも、所管より報告をさせていただきます。

項番1の工事場所は、千代田区神田錦町一丁目29番地です。

項番2の工事概要は、公園面積が1,844平米、施工概要は昼間施工、工事の内容は基盤整備工、植栽工、施設整備工で、その他の詳細につきましてはこちらに記載のとおりです。

項番3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までです。

項番4の入札結果でございます。令和8年2月5日に開札を行い、応札者はこちらに記載の2者、そのうち辞退が1者で、残る1者は予定価格まで至らず、不調となりました。予定価格は6億6,229万5,700円、税込金額で、契約締結後、事後公表いたします。最低制限価格も設定しておりますが、こちらはこれまでの運用のとおり、非公表でございます。

項番5の契約方法です。入札結果は不調となりましたが、1者が最後まで応札していただいたため、工事所管が協議を行いまして、契約の見込みがついたことにより急施議案をご提出させていただいたものです。

項番6の契約の相手方及び契約予定金額です。契約の相手方は、東京都千代田区九段南四丁目1番9号、株式会社富士植木、代表取締役成家岳、契約予定金額は消費税込みで6億6,000万円でございます。

なお、この入札における入札参加資格要件は次のページに記載しておりますので、併せ

をご覧ください。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明いただきました。それでは、委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 こちら、本件結果としまして、1者入札、入札不調、同一事業者との随意契約という流れになっておりますが、税金の透明性、競争性、費用削減、競争入札の趣旨に鑑みまして、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○湯浅契約課長 のざわ委員ご指摘のとおり、基本は入札で、競争で行うべきだと考えてございます。しかしながら、昨今の不調が続く状況の中で、次回の契約に至ったところで、また応札のほうが行えるかどうかという見通しが立たなかったことと、それから、最後まで入札いただいた事業者がございましたので、所管と調整させていただき、ご納得いただいた上で契約をしていただけるということでございましたので、今回、こういった形で契約をさせていただいたものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 今のご説明のとおりかなと思うんですけど、まずは、なぜ参加事業者が少なかったのか、どのように分析しているか、お聞かせください。

○湯浅契約課長 こちら、昨年での公園の整備につきましても、やはりちょっと事業者の入札が少なかったものですから、東京23区という形で範囲のほうは広げてございます。しかしながら、結果的にまた応札のほうがなかったというような状況でございました。

○米田委員 さっきもありましたとおり、随契までほんとよく努力してやっていただいたことは十分認めた上で確認させていただいていますんで。

予定価格の設定についても聞かせていただきます。予定価格が実勢価格に対して低かった可能性もあるのではと思います。昨今の物価高、人件費、円安も含めてです。今回のこの予定価格というのは、そういったものを十分反映した予定価格だったのかというもお聞かせください。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、所管のほうで設定単価のほうがございまして、その単価を積み上げた結果、こちらの契約金額となってございます。最終的には応札いただいた事業者と価格差のほうはございましたけれども、ご説明をさせていただきまして、納得していただいたところもございますので、そういったところでは契約金額は適正だったと考えております。

○米田委員 そういうことかなというのはあるんですけど、いろんな積み上げの中で、決まったものの中で積み上げての価格なんですけど、実際には不調になったと。事業者からすると、人件費も上がっていると。人数も少なくなっていると。工事期間も大変厳しくなっていると。役所としてはやむを得ないんですけど、今後ですけど、市場価格のずれとか、そういったものを、積算価格は決まっているとはいえ、実際にしっかり積み上げていくというのが大事だと思うんですけど、お聞かせいただけますか。

○湯浅契約課長 入札が不調になっているケースが続いている中で、契約課といたしましても、いろいろと試行錯誤はしているところではございます。契約の業種の変更ですとか、工事の種類等々を検討しているところではございますが、なかなか結果的にこれだという

ところが見つからないところではございます。そういった中では、結果を踏まえまして、今後も引き続き検討を進め、適正な契約のほうで執行できるような形で検討を進めてまいりたいと思います。

○米田委員 今、課長から随契に協議の結果持っていただいたと。これは、もう評価することかなと思います。具体的にどのように詰めていったか、言える範囲、言えない範囲があると思うんですけど、こういった努力をされたかというのをお聞かせ願えますか。

○湯浅契約課長 先ほども少しご説明をさせていただきましたが、最終的に第3回まで再入札いただいた事業者様と価格の差があったものでございますから、所管のほうとこの価格差について協議を進めていただいて、そのずれを確認して、結果的に契約を納得いただいたというところでございます。

○米田委員 事業者が大変な中、いろんなところを削るというのも大事でしょうけど、ご苦労されないように、今後は積み立てて積算していただきたいなと思います。今回のような案件は、契約手続だけでなく、今後の財政運営や予算編成にも積み上げの中で必要になってくる課題だと思っております。財政課長が来られているので、今後、予算を積み上げる上で、こういった市場価格の上昇を踏まえて、どのように積み上げていくか、お聞かせいただけますか。

○前田財政課長 ただいまご意見いただきましたように、やはり物価高騰の影響って、非常に大きいものがございます。それこそ、工事費、資材費また労務単価の上昇と、そういったものに対応していかなければ、区民サービスが提供できないといったことにつながってまいりますので、その辺をしっかりと見込んでいきたいというふうに思います。一方で、どうしてもなかなか拡大、収束といったところは読めないところがありますので、そうしたところは柔軟にできるように、引き続き、私ども財政としてもその状況をしっかりと見定めながら、各所管と調整をしてみたいというふうに考えてございます。

○米田委員 最後にします。

今後、今問題になっているホルムズ海峡の閉鎖とか、様々な要因が出てくると思いますが、今後の工事発注や予算編成の改善について、どのように取り組んでいくか、また、必要とあらば、今予算の審議が終わったところですけど、年度中にいろんな要素が含まれていると思います。こういったことに柔軟に対応しているか、お聞かせください。

○前田財政課長 まず、ご指摘いただきましたように、本当に社会情勢は読めない状況がございまして、そうしたものに付きましては、私ども財政の所管としても、社会状況を含めて注視してまいります。実際、現場のほうでも様々な声を拾っているかと思っておりますので、その辺は連携を密にして対応してまいりたいというふうに考えてございます。その上で、どうしても予算がといったところでは、なかなかまだ第1回の定例会中ということで、まずは来年度予算をという状況でございますけれども、状況に応じまして、様々議会とも相談させていただきながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 先ほどご答弁にも出てきました登録業種なんですけれども、これは、各事業者さんが一つだけとかなのか、幾つまで選べるのかとか、そういうのを教えていただけますか。

○湯浅契約課長 こちらは、登録している業種で幾つも設定のほうは可能でございます。

○田中委員 ちょっと聞こえなかった。ごめんなさい。

○岩佐委員長 一つですよ。幾つもできない。

○湯浅契約課長 あ、失礼いたしました。事業者につきましては、業種は幾つも登録が可能でございます。

○岩佐委員長 可能なんだ。

○田中委員 ということは、もう制限なく、その方、その事業者がやっている業種は全て選べるということでしょうか。

○湯浅契約課長 東京都の電子調達サービスのほうがございますけれども、こちらで登録の資格などがございますが、そういったところを除けば、事業者が希望のと通りの職種は登録できると考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○はやお副委員長 資料を読ませていただくと、予定価格より毎回非常に大きな金額での——入札のときですね、大きい金額だったんですけども。ここのところで、ちょっと私の記憶があれなのか、これ、随意契約だから予定価格が事後公表になったのか、それとも、たしか普通の一般競争入札というのは、予定価格はそれなりに事前にオープンだったような気がするんですけど、この辺、ちょっともう少し詳しくお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 以前は、確かに副委員長おっしゃるとおり、事前公表をしていたところはございました。その後、令和7年度につきましては、まだ試行という形ですけども、原則は事後公表としております。今後、こういった契約内容を踏まえて、最終的に事後公表とするか、事前公表とするか、決めていきたいと考えております。

○はやお副委員長 ということは、最初、僕、予定価格が随意だから——ごめんなさいね、随意契約だからと思っていたんですけど、今は一般競争入札も事後ということということですね。ということになるから、結局は1回、2回、3回というのが、予定価格があるにもかかわらず、何でオーバーするのかなと思ったというのはそこなわけですよ。となると、これだけ何度も何度もなるぐらいだったら、予定価格を事前に発表するということのほうがいいんじゃないかというふうには市内では検討されなかったのか、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 副委員長おっしゃるとおり、まだちょっと見込みではございますけれども、次は事前公表でやるというようなケースも考えてございます。そういったところは、随時検討しながら決定していきたいと考えております。

○はやお副委員長 そういうことからすると、意味が分かって、6億6,200万、随意になったから660になったんだという話になるんでしょうけど、本当にお疲れさまだと思います。こういった厳しい状況の中で、契約課も大変だということは重々承知の上で、一応、区民代表としてやっぱり疑義のあるところについては丁寧に確認した上で、議案を通さなくちゃいけないと思っていますんで、もう一度、ここのところに、一般の競争入札であったのが事後だからということで納得はしたんですけど、この随意契約に移るに当たって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号というのは、もう少し具体的に、ただ一般競争入札がうまくいかなかったから、なるほどね、そんなに問題はないだろうとは思いますが、この辺のほうの、何というんですかね、内容をもう少し分かりやすくご答弁

いただけますか。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、競争入札に付し、入札者または落札者がいないとき、こういったときに契約はできるという規定となっております。これまでもこういった制度はあったんですけれども、議案という案件は、契約金額が大きいものですから、あまりこういった適用はしてこなかったんですが、昨今、契約の不調が続いている中で、やはり特に議案ですと、一度不調になると、次の定例会までまた上げなければいけないというようなことがございまして、特に神田橋公園の整備につきましては、12月に予算のほうをまた積み上げさせていただいておりますので、年度内にできればこちらのほうを契約したいというようなこともございまして、今回、急施で上げさせていただいたものでございます。

○はやお副委員長 やっぱり一応原則論としては一般競争入札。それで、予定価格が出ていなかったから、こういうことになった。それは分かりました。で、随意契約のところも金額が6億という大きい金額だけれども、仕方がないことだということで私も理解しましたよ。これはもうとにかくやっぱり執行を優先するということになる、契約課のほうとしてはこういう形、でも、やっぱり競争性といったところからしたときに、何をあれかといったら、この数字を見たときに、当然要件を出したときに、最初7億だとか6億9,800万とか6億8,400万といったときに、予定価格が事後公表だとしても、その予定価格との乖離というのが大きいような気がするんですよ。そうすると、先ほども米田委員からも出ましたように、積算根拠の出し方というのが、問題は、またやっても難しいんじゃないかと思うんだけど、その辺はどのように庁内で話されているんですか。というのは、やっぱりこれだけしたら、普通に言わなかったら、こんな金額で出してくるわけですよ。そうすると、工事の品質ということについての妥当性をどうやって確認しているのかということにも、次はつながるんですね。いや、もう最初のバーである6億6,200万というのが、いや、こうですよという話ならいいんだけど、そこが品質としては最高位なわけですよ。それでどうなのかということについては、どう検討されたのか。

○湯浅契約課長 価格差でございますけれども、詳細なところはちょっと所管のほうで事業者と調整しておりましたので、すみません、分かりかねるところではございますが、基本的には、契約の入札の中で事業者の方もどこまで積算を詰めているのかということもあるかとは思いますが。ざっくりと計算しているのか、それとも詳細を詰めているのか。今回につきましては、随意契約という形でございますので、その辺の確認作業を進めていただいたものと理解してございます。また、下げ過ぎにならないように、最低制限価格というのも設定しておりますので、そこが基本的には品質の担保という形になっているというふうに考えてございます。

○はやお副委員長 最低制限価格は公表しないということだけれども、そのこのところについては当然バーが、そのこのところはクリアしていると。じゃあ、最後のところになるんですけど、この辺のところ、やっぱり、業者のほうで、先ほどの米田委員から話がありますように、いろいろなところの石油の問題だとかというのがあったときに、インフレスライドみたいなものというのは、これ、条項に入っているのか、ちょっとよく読んでいないんですけど、入っているのかどうなのか、そのこのところだけお答えいただけますか。

○湯浅契約課長 基本的にインフレ条項は入っております。

○はやお副委員長 入っている。

○岩佐委員長 ます。

○はやお副委員長 入っている。分かりました。いいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

すみません。私も1点。最近、不調が続いている中で、これは今回こういった形で随意、167条の2を使ったということですけど、使う契約と使わない契約というのはどのように判断されているんでしょうか。

○湯浅契約課長 先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、今回は、予算特別委員会のほうで予算を組ませていただいて、できるだけ早期にという見込みで進めさせていただいていたものでございます。そういったことも含めて、今回、急施で上げさせていただいています。ただ、契約課といたしましては、先ほど委員の皆様からご指摘いただいたとおり、基本的には競争入札というのが原則だと思っておりますので、今回、こういった形は取っておりますけれども、頻繁にこういった形を取るということは考えておりません。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 先ほどのご答弁の中でインフレスライドのことが出たので、いま一度お伺いさせていただきたいんですけれども、こちら、この入札——あ、落札され、落札というか、契約された事業者さん、最初は7億600万で入札をされているんですけれども、最終的に6億6,000万になったということで、差がやっぱり4,000万ぐらいあるんですけれども、じゃあ、その場合、一旦、この6億6,000万で契約はするけれども、インフレスライドを使って、最終的に7億とかになるかもしれないという可能性があるんですけれども、インフレスライドに対する妥当性だとか割合とか、全く制限がないのか、何らかの制限があるのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

○湯浅契約課長 以前もちょっとご質問いただいたかと思えますけれども、物価高がどこまで進むかというところはございますが、それに伴いまして、事業者のほうから請求がございましたら、その請求に基づきまして、インフレ条項を適用いたします。その中で、ちゃんと積算根拠というのがございますので、事業者がこの金額にしてほしいということではなく、請求に基づきまして、区のほうでスライド条項を適用し、適正価格というのを決めておりますので、そういったところでは金額に上限がないということではございません。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

これより討論に——違いました。討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 省略で。ありがとうございます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第24号、神田橋公園改修工事請負契約についてに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第24号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第24号の審査を終わります。

次に、議案第25号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更につきまして、ファイルナンバー2、政策経営部資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

こちらは3月2日にご議決いただいた補正予算第5号に基づきまして、契約変更に関する議案を提出するものでございます。

項番1の経過でございますが、今回は初めての契約変更となります。表の2段目に第1回目の変更を追加、右端列に令和8年度3月に今回の変更の施行予定を追記しております。

項番2の契約日、項番3の契約の相手方につきましては、当初契約時のものでございますので、ご説明は割愛させていただきます。

項番4の契約見込金額は、第1回目の金額42億6,936万4,000円、増減額は2億4,886万4,000円の増額、全体の6.2%の増となります。

項番5の変更内容は、スライド条項適用による増額、作業工期延長等に伴う増額、既存構造物からの流用部分の増加による減額でございます。

項番6の契約期間は、工期を令和9年1月31日から令和9年3月17日に延伸しております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明いただきました。質疑を受けます。よろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 このところは、工程管理、工事の工程管理というのはこの所管ではないんですけども、確認をしたいことがあるのは、結局は、当初、竣工が令和5年2月の予定が、この資料によりますと、3年8か月も延期するということについて、何かといたら、工期が延びればお金がかかるということの相関性があるわけですよ。この辺というのは、どのような工程管理でなっているのかというのが、所管ではないけれども、今後、今後、またこういうふうインフレスライドをやっている、けれども、またこれ以上延びる可能性もあるわけですよ。これは、どういう話で所管から聞いているのか。そこのところ、うち、どこがやっているのかな、この工程管理は。佐藤さんのところかな。

○佐藤施設経営課長 私どものほうで工事管理のほうをやっているところではないところでございますけれども、所管課のほうで、CM、コンストラクション・マネジメントということで、コンサル委託をしております。それが工事の管理的な部分でのサポート支援をしているというところでございます。とはいいいながらも、同じ区でございますので、やは

り不明なところ、あるいは行政としての手続の部分、不明なところがあれば相談を受けているというところでございます。

工期のほうは、副委員長のほうからお話ございましたが、当初のところから一月半程度の延長というところでございます。

○はやお副委員長 あ、そう。

○岩佐委員長 1月31日から3月17日。

○はやお副委員長 だけなの。あれっ。

○岩佐委員長 ですね。

○はやお副委員長 あ、着工が令和5年ということ。

○岩佐委員長 着工ですね。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 すみません。じゃあ、私、訂正します。令和5年、ちょっと僕が、ちょっと読み——着工だったね。だから、ここのところについては1か月ちょっとという感じかな。分かりました。

じゃあ、工期延長ということよりも、申し訳ない、それでは、インフレスライドで2億4,800万と、こういうふうには増えているんだけど、確かに今言ったように、コンサル委託ということでなかなか難しい問題もあると思うんだけど、この辺というのは、どうやって庁内では確認していくのかな。これは妥当である、この金額は妥当であるということについてはどういうふうに検証しているのか、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、令和7年11月13日に契約変更会議の中で庁内で調整して検討しているところでございます。

○はやお副委員長 検討してどうだったの。妥当だということ……

○湯浅契約課長 検討いたしまして、契約の変更は妥当だという形になっております。

○はやお副委員長 小規模多機能だったか、これ、看多機とって、非常に重要な機能なんですよね、何かいろいろ説明を聞くところによると。これが延びることによって、地域への説明とか、地域にどうやって影響するのか。確かに、私はとやかに言いませんよ。街路樹について反対していませんからね。ただ、議案のとおりやったほうがいいですよと言っていて、Ⅱ期とⅢ期それぞれあると思いますけども、ここのところの問題というよりも、これが延びることによって、どういうふうに今後のあれというのは、所管とは関係ないのかもしれないけど、そういう環境面だとか地域への説明だとか、この辺はどういうふうになっているのか、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 私も、ちょっと詳細までは全て把握しているわけではございませんが、常任委員会のほうでも令和7年12月23日にご報告を差し上げている中で、さらに2月9日にもご報告をしているところでございます。まだ、令和8年度に完成、竣工という形でございますので、大きくはずれが生じていない中で、地域にはまだ説明をしていないというように認識しております。

○はやお副委員長 いいです。いいです。いいです。もういいです。

○岩佐委員長 いいんですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑ありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（発言する者あり）大丈夫ですか。（発言する者あり）それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか。省略ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第25号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更についてに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第25号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第25号の審査を終わります。

次に、議案第26号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料3、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更につきましてご説明させていただきます。ファイル番号は03でございます。

こちらも、3月2日にご議決いただいた補正予算第5号に基づき、契約変更に関する議案を提出させていただくものでございます。

項番1の経過でございますが、表の一番下の下段に第5回目の変更を追加、右から2列目に令和7年度3月の契約変更議案として表に追加させていただいております。

項番2の契約日、項番3の契約の相手方につきましては、当初契約時のものでございますので、ご説明は割愛させていただきます。

項番4の契約見込金額です。第5回の金額6億457万5,400円、増減額は1億5,279万5,500円の増額、全体の33.8%の増となります。

項番5の変更内容は、スライド及び工事の遅延等に伴う現場管理費、交通誘導警備員等による増額でございます。

項番6の契約期間につきましては、令和8年3月31日から令和8年10月30日に延伸しております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。これより質疑を受けます。

○のざわ委員 今回、イランの歴史的な文献等を拝見しますと、私はこの紛争はちょっと長期化するんじゃないかという中で、そうすると、社会情勢、物価高も含めました環境が紛争前と紛争後でかなり異なってくるということを考えまして、よくこの工事に関しましていつ終わるのかしらと、幾らかかるのかしらというお声もちょっと伺う中で、やっぱり

早く終わることが区民の方のお財布にも優しいということで、今回の第5回変更、令和8年10月竣工予定でⅡ期工事を確実に完了するということに対しての事業完了への強いコミットメントのお考えはいかがでしょうか。

○湯浅契約課長 契約課といたしましても、所管といたしましても、納期の期限内に契約を終わらすということはもちろん第一に考えてございます。その中で、契約変更は多岐にわたっておりますけれども、今後につきましても、同じように、同様にこの契約の納期限内に全て完了させていただくことが、所管も含め、契約課も一番だと認識しております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○はやお副委員長 大変な金額、様々ないろいろなことがあったことはもう十分理解しているので、ただ、今回のところの増額が33.8%増ということなんで、この金額の主な増額分の要因のちょっと内訳を、これは別に地域のことを争わせるということではなくて、やっぱりそこのところは議案審査になりますから、この金額の増額分に対しての内訳をちょっと答弁いただきたいと思います。

○湯浅契約課長 こちらの変更内容につきまして、インフレスライドによる増額が、およそでよろしいですか。

○はやお副委員長 えっ。

○湯浅契約課長 およそでよろしいでしょうか。

○はやお副委員長 およそでいいです。

○湯浅契約課長 はい。およそ7,500万余、工事に直ちに着手できる現場体制の維持費の増額がおよそ1,150万円余、工事経費の増額が2,900万円余り、交通誘導警備員の増額が3,650万円余となっております。

○はやお副委員長 インフレスライドが一番大きい要因であるというのは分かりました。それと、あと、やっぱり誘導が結構高いなと思うんだけど、これは今までいろいろなことがあったから充当しているのかどうなのか。というのは何かといたら、金額の妥当性だとかってチェックするんで、どうしても相違性というか、ここのことが分からなければ、これがいいねというふうにはなかなか言えないんで、そこのところはどうなの。いや、もうそんな深くやるんじゃないで、そこのところは、やっぱりある程度、そのためですよ、3,600万ですよ。でも、そしたら、次の話が出てくるのは、当然のごとく、どのぐらいの人数でどういうふうになっているのというぐらいのことだけは答えられるようにしておかないといけないのかなと思うんだけど、まあ、分からないならもうしょうがないんだけど、ちょっとそこのところは誰か答弁者はいるの。

○湯浅契約課長 すみません。細かく何人までというのは把握していないんですが、確認している中では、妨害が行われることを想定して、通常よりも交通誘導員を増員したことに加えて、工事が実施できずに新たに工事を行ったことで、通常よりも交通誘導員を要したという形で確認をしております。

○はやお副委員長 はい、分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、この議案について質疑は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第26号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第26号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第26号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

区長退席のため、休憩いたします。区長、ありがとうございました。

午前11時06分休憩

午前11時06分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開します。

日程2、陳情審査に入ります。

まず、企画総務委員会に、新たに送付8-3、「陳情書 旧永田町小学校・校舎を残して下さい。」が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等ありましたらお願いいたします。

○小林財産管理担当課長 今回の陳情の内容につきましては、前回までの陳情審査の内容と同様ですので、こちらに関して、特に新たな情報提供はございません。

なお、資料等の保存に関する意見照会の結果あるいは陳情審査の際の質疑、委員会からの申入れなどを踏まえまして、先日の委員会で写真、資料等のデジタルアーカイブ化と活用に関する取組内容をご説明させていただきましたが、現在、この記録や資料の保存・活用に係る検討に着手しております。具体的内容といたしましては、オーラルヒストリー映像の制作であったり、校舎のデジタル化、写真や関係資料のデジタルアーカイブ化などを検討しているところでございます。オーラルヒストリー映像の作成、制作に当たっては、思い出やエピソードを公募により募集したいとも考えているところでございます。また、この取組に当たっては、複数の専門家に助言や意見をもらいながら進めていくことを考えているところでございます。

先日の委員会、また、先週の予算特別委員会総括質疑においても、建築学会の方から旧永田町小学校の自主的調査の申出があった件についてご質疑を頂きましたが、今回の取組を進めるに当たっては、専門家の方の助言を頂くことを検討しておりますので、区として正式な手順・手続を踏んだ上で、公平性や透明性、履行の確保などにも留意しつつ、区が主体的に仕様やスケジュール、納品物などを明示するなどして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

すみません。検討状況を言葉で説明してしまいましたけれども、記録資料の保存・活用につきましては、様々にご意見いただいているところでありますし、現在、様々に検討を進めているところですので、詳細が決まりましたら、改めて当委員会のほうでご報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

追加の情報提供は以上になります。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、この陳情に対しての質疑とか何かございますか。

○田中委員 ちょっと一つご確認させていただきたいんですけども、九段中学校、今、いろいろな移転の際とかに使われている2006年に閉校した九段中学校なんですけれども、もちろん旧永田町小学校よりは後に閉校されているんですけども、こちらは解体とか、そういう計画はなく、この永田町小学校のほうを解体されるという、そこら辺のご説明をお願いできますでしょうか。

○小林財産管理担当課長 旧九段中学校につきましては、耐震性のほうも補強されているところですし、耐震性に不安もないところなので、現時点で解体等の予定はございません。旧九段中につきましては、少し前までお茶の水小学校の仮施設、仮校舎としても使用していたこともありますし、今後のほかの学校の建て替えにも活用できるかなというふうに考えているところです。現在、子どもの遊び場や中高生の居場所なんていうことも検討しているんで、そういったところで暫定活用を進めていくことを予定しているところでございます。

○田中委員 ありがとうございます。ただ、陳情者の方も言われているように、文化的価値だとか、あとは、客観的に見ても、駅からの近さとか利便性とかということを考えても、逆では駄目だったのかなという疑問が出てくるんですけども、そこら辺ご説明いただけますか。

○小林財産管理担当課長 留保財産のときのご説明だったか、ご説明したかと思うんですけど、区においては、いずれの学校跡地についても貴重な財産だというふうには認識しております。それぞれ個別の財産の特徴がありますので、そういったところを勘案した上で、今回、総合的な判断の上、旧永田町小学校には解体の方向性を決定したということでご説明したかなと思っております。永田町小学校に関しましては、耐震性も課題があるということですし、緊急輸送道路に面しているなんていうこともご説明さしあげたかと思っておりますので、そういったものもあろうかと思っております。また、先ほどご説明したように、旧九段中学校に関しましては、耐震性のほうは現在問題ないということになっていますし、先日まで――あ、すみません、繰り返しですけども、ほかの学校の建て替えでも使っていましたし、今後も活用する予定がありますので、そういった点も踏まえて、今回のような判断をしたところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○秋谷委員 すみません。何点か確認なんですけれども、建物を見て、もちろんすばらしいなと思ったり、卒業生の方とか思い入れのある方々の思いは大事にしなければいけないんですけども、もちろん映像であったり、ほかの形で思い出を取っておくというのはできると思うんですね。その場合、映像はどこかに行かなきゃ見れないとか、どこか記念館

に行かなきゃ見れないんじゃないかと、区のホームページとかで常に公開してあげられるものなのではないでしょうか。

○小林財産管理担当課長 思いを大切にというのは、この間の陳情審査等々でも様々ご議論いただいているところですので、そちらに関しては、できる範囲内ではありますけれども、思いのほうには寄り添って大切にしていきたいというふうに考えております。委員ご指摘のように、どこでも見れる環境というお話なんですけれども、来年度、これ、検討していくこととなりますので、今決まっているところではございませんけれども、やはり卒業生の方、区外どころか海外にいらっしゃるということも聞いていますので、ホームページに載せるなどして、どこからでも見れるような環境は整えたいなというふうには現在考えているところでございます。

○秋谷委員 なるべくアクセスしやすい環境を整えてあげればなと思います。

あと、もう一点なんですけれども、後半のほうに書いてある不登校や居場所のない子どもたちにとっての居場所にもなるだろうとあるんですけれども、ちょっと確認なんですけど、ここじゃないんですけど、子どもたちの居場所は千代田区は足りていると思うんですけれども、その点いかがでしょうかね。

○小林財産管理担当課長 先ほどの田中委員のご質問のところでも少しお話ししたかと思うんですけれども、子どもの居場所事業に関しましては、庁内の需要調査なども行っておりまして、現在は旧九段中学校を活用した子どもの居場所事業を暫定的に行う予定で子ども部が進めているところでございます。その後、ほかの場所でも実施することも検討していると聞いていますけれども、旧永田町小学校の庁内需要には上がってきていませんし、現在、旧永田町小学校を子どもの居場所事業で活用する予定はございません。

○岩佐委員長 そこは確認されたと。

秋谷委員。

○秋谷委員 じゃあ、最後。

最後はお願いになってしまうんですけれども、陳情者の方々がそうやって子どもの居場所とかなんとかって心配にならないぐらい充実するよう、ほかの部署とも連携しながら、この事業を進めていただければなと思うんですけれども、その点、最後、確認させていただきたい。

○小林財産管理担当課長 これまでも繰り返し申し上げているように、なかなか土地建物、区有地、区有施設の少ない千代田区でございますので、皆さんが思っているような全てできるような環境を整えたいんですけれども、なかなか限界というものがあありますし、今回、そういった区有地が少ないということで、最大限有効活用したいということで、苦渋の決断ながら旧永田町小学校の解体ということも決定したところでございます。そういった状況下ではあるんですけれども、できる範囲、できる最大限、所管課とも協議、協調しながら、財産管理としても進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

○岩佐委員長 ほかに質疑。ご意見でも。

○はやお副委員長 我々のほうとしては、陳情を、前回、これ以外のもほぼ同等の話なんだろうと思いますが、文化的なものをちゃんと留意しながらやっていってよということについて、一応申入れを全会一致でしているということなんで、この辺についてはもう既に

クリアしていることなのかなということは一つ思っています。でも、ただ、今、ちょっと答弁の中で、我々はそこを越えてまで、やっぱり今後の経済性というか、そういう効率性を考えてって判断したつもりでいるのが、今、建物の耐震性について、いろいろと調べてみたら、そんなに大きい問題はなかったというふうに私は認識してやり取りやったつもりでいるんですけども、そのこのところ、前提は、解体の方向は了承しましたよ。けども、耐震性って当初は言っていたけど、そうでなかったねという話になっていたと思うんで、そこはちょっとお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 すみません。大変失礼しました。耐震性を殊さら強調したつもりは全くないんですけども、この間繰り返し申し上げているとおり、区としては、限りある区有地を最大限有効活用したいということで、今回の決断に至ったところでもあります。そういった中で、耐震性の課題であったりとか、緊急輸送道路に面しているとか、そういった様々な問題もあるということで、主たるものではないです。主としては区有地を最大限有効活用したいということになりますので、すみません、誤解のある答弁でしたら、そういったことですので、ご理解いただければと思います。

○はやお副委員長 そのこのところについては、ちょっと留意して、それをもう越えて、今回のところについては、今後の利用、区有地の低未利用地だったものを利用財産に替えてまで対応しようという話になったという整理だから、我々も苦渋の選択をしているということをご理解いただかないと、全会一致で総意をもって申し入れしていますから。そこで、やっぱり何かといたら、ある程度、時間がたってきたわけですよ。やっぱり見せていけなくちゃいけないのというのは、一部保存の部材だとか再利用だとかについて、いろいろなデジタルのアーカイブ等々でやると答えているんですけど、どういう道筋でやっていくのか、今、検討されていないなら検討されていないというんだけど、いや、ここがポイントなんですよ。こういうふうにするから、残さなくても、どうにか皆さんご理解いただきたいというところから、もし決まっていなくても、こういう手続でこういうものを整理していきますよということをもう言わなくちゃ。で、その中の一環として出てきているのが建築学会からの中身を見てください、止めることはできないにしても、そのことを加味しながら、アーカイブだとか何かのことも加味していけなくちゃいけないわけですよ。そうしたときのスケジュール感って、どうなっているのか。一度ああやって文書で返しちゃって、僕、確認しましたよ。メールがいきなり来たもんだから、正副で。したら、建築学会として書面を出したつもりだということ、メールを頂いた方から答えを頂いているんです。けども、大きな変更は僕はないと思っています。けども、そこを真摯にやっぱり文化に対しての評価をきちっとして、それで、アーカイブでこういうことができますから、どうかご理解いただきたいという丁寧な対応というのが執行機関に求められていることじゃないかと思うんですよ。だから、そのこのところを、もう一度、今決められていなくても、こんな手続・手順、ステップ論で進めていくということを説明しなくちゃ。

○小林財産管理担当課長 前段のところですよ。この間の質疑を繰り返すことはいたしませんけれども、企画総務委員会の委員の皆様方におかれましては、陳情審査等で非常に多くの時間をかけて様々な面からご審議いただいて、反対される方や我々の意見に対しても真摯に耳を傾けていただいて、本当に非常に苦しい厳しい判断をしていただいたというふうに考えています。その上で、委員会集約としての申し入れを頂いていますので、執行機関と

しては、そういった様々なご意見、ご指摘いただいた点を今度はこちらが真摯に受け止めて、ご意見や申入れをしっかりと着実に進めていくことが執行機関に求められる役割なのだろうというふうに認識しております。ですので、区としては、校舎は解体させていただいて、区民全員の財産である限られた区有地のほうを最大限有効活用していくと、委員の皆様方にもお約束いたしましたので、そのお約束したことをしっかりと着実に進めていきたいというふうに考えております。

これもちょっと誤解のないように申し上げたいと思いますけれども、その際にも、地域の方とか卒業生の方とか関係者の方、そういった方の思いというのはしっかりと受け止めて、記録や記憶の保存、継承についてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。スケジュール感、内容といたしましては、先ほど申し上げたとおり、デジタルアーカイブ化、オーラルヒストリーだったりとか、校舎とかそういったもののデジタル化、写真とか資料、思いとかも含めてになろうかと思っておりますけれども、デジタルアーカイブ化というのを進めていきたいというふうに考えています。来年度にはなるんですけども、1年間かけて、そういった作業を進めていきたいというふうに考えています。それに当たっては、副委員長ご指摘のように、専門家の知見も必要だというふうに思っていますので、複数の専門家、建築であったり、文化財であったり、デジタルアーカイブであったり、教育史であったりとか、そういったところの知見を有する方の複数の方の知見を頂きたいというふうに考えているところでございます。そちらのほうは、来年度早々に進められればいいかなというふうに思っています。

○はやお副委員長 そういう段階なんでしょう。だからこそ、逆に、我々も苦渋の選択をしながら、これを進めると容認したんだから、そここのところについて、こういう話が出てくるんで、今後、やっぱり、私は、建築学会のほうから出てきた書類については堂々と受けるというところの回答をするべきだったと思えますよ。その上で、結局は、アーカイブのほうで、必要なものは、こういうふうに建築学会から必要性のものについて整理をし、そして、いろんなデジタル方式を使いながらも、こうやって皆さんにご納得いただくという堂々としたそういう進め方をしてもらいたかったんですけど。まあ、今、あれで答えて、あと、まとめてやるということですから、という話だと認識しているので、この進め方だけ、この進め方だけはもう少し丁寧に答弁していただけますか。どういうふうに――建築学会から現実文書で来ちゃっているんですから、それを一応連名で返していますけれども、できないと、当面はできないということで、逆に言うと、やりますとも一切書いていないで、できませんと書いてあるから、この辺のところについては、ちょっと、もうちょっと丁寧に。あと、そここのところについては、そうはあろうとも、こういうことで中を取って、もともとは、もうここで言っているのは残せという話と、いやいやいやいや、新しいデジタル方式でもいいから、もう解体させてくれと。もうどっちかといったら、全く分極化しているんですよ。だから、そこの中をどうにか埋めるためには、やはりいろいろな思いを吸収していただきながら、どういうふうにやっていくのかということ、大きな筋については我々議会も決断していますから、そこの中で進めるということでしょうけれども、建築学会から言われたことに関してどう受け止めているのかということも含めて、今後どう反映していくのか。今答えられなくても、こういう大きなたろやかな流れでやるということ、ちょっときちっとして答えていただかないと。

○夏目財産管理担当部長 今いろいろご意見を頂きました。担当課長から申し上げましたが、私どもとしては、今後、複数の有識者ということで話がありましたが、建築や文化財に関する専門家、教育史に関する専門家、それから、ICTですとかデジタルアーカイブに関する専門家、こういった方々を含めて、どういうものを残すかとか、こういった形で残すかとか、そういったことを検討していきたいと思っています。

今、建築学会というお話がありましたが、今回お断りした理由はこの前も述べましたけれども、今後、こういった有識者会議を組むに当たって、結果として、建築学会の方が入るかもしれないと、そういうところはあるのかもしれない。可能性としては否定しておりません。というのは、我々は、別に建築学会だから断ったということではなくて、履行の確保とか公平性とか、そういう視点で断ったという経緯ですので、そこは否定しておりません。ですので、そういった方々と残し方、何を残すかなどをきちんと話しして、それも当然検討の過程もつまびらかにしながら進めていきたいと思っています。

スケジュールとしては来年度いっぱいかかるわけですけども、恐らく有識者の方々と現地を見て、現地の結果をちゃんと有識者の方々と共有して、そういったものをベースに検討していく、何を残すかを検討していくんだと思います。また、先ほど担当課長がオーラルヒストリー、口述伝承ですね、卒業生の方が主になるかと思いますが、そこは、今のところ、我々が選定するんじゃなくて、公募ということも考えております。ですので、そういった開かれた手続で私どものほうとしてはきちんと資料を残す、そういった考えで進めさせていただきたいと思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○はやお副委員長 はい。ちょっと最後。

もうそれしかないと思っています。でも、ただ、あと、出てきた公募というスタイルになるのかどうかという話もあるように、建築学会からの、例えば、もし、そういう一緒にそれを調べたい、また、見学をしたいということになった場合については、そういう方向で整理する。でも、大きい流れとしては、解体の流れだということは決まっているわけですから。でも、その中でも、そのところについては、もし要望があれば対応する、個別ではなくて、一緒にということなのかもしれないし、そちらのほうのどのようなやり方、手続・手順でやるのか知らないけども、入って検討するということができるという認識でいいのか、そうでないという認識なのか、そこをお答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 校舎の中を見学したいという意見に関しては、記録や整理の意見照会をした中でも、意見を下さった方々の中からも頂いております。今のところ、やはり個別の対応というのは考えておりませんが、そういった機会を設けられるのかどうか、そこも含めて、慎重に検討して対応してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、何か。ご意見でももちろん大丈夫ですので。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、この陳情の取扱いについてはいかがいたしましょうか。

秋谷委員。

○秋谷委員 前に頂いた陳情と内容も重なっているところもありますし、今回議論した内

容を議事録をもってお返しすれば、それでいいのかな。それでいいのかなって失礼ですけど。

○岩佐委員長 はい。前回、令和7年12月19日に皆さんと一緒に申合せを5点、記録についてとか環境配慮についてとか、いろいろと申入れをさせていただいたんですけども、新たにもう一度読み上げはしませんが、今回はこの議事録をもってお返しするということで、もうよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお副委員長 じゃあ、申入れをね。

○岩佐委員長 はい。

それでは、改めて、この申入れをつけた上で、今回の議事録を取り付けて、陳情者にお返しすることにしたいと思います。

以上で、送付8-3、陳情審査を終了いたします。

次に、企画総務委員会に、新たに送付8-7、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いします。

○佐藤施設経営課長 この陳情に関しまして、関係すると思われる施設の管理面、その点からご説明させていただきます。

区の庁舎ですとか出張所、区の施設において、施設内の秩序及び美観の保持など、公務の円滑な遂行を期するため、庁内取締りに必要な事項を定めました千代田区役所庁中取締規則がございます。その中で、行為の制限といたしまして、物品の販売または宣伝、保険の勧誘、その他これらに類する行為を行う場合には、事前に庁中取締責任者の許可を受けなければならないとしております。そして、その手続のほうでございますが、特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないと認められるときには、これを許可することができるとしております。また、庁中での禁止、行為の禁止といたしまして、威勢を示し、または不安を覚えさせる行為をすること、立入りを禁止した区域に立ち入ること、職員に面会、署名等を強要すること、金銭、物品等の寄附等を強要し、または押売をすることなどにつきまして、何人も庁内において該当する行為をしてはならないと定めております。

施設の管理面からのご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですかね。それでは――人事課長。

○中根人事課長 陳情項目の中で、職員に可能な限り早期に調査、確認をするよう行政に求めてくださいというふうにございますけれども、令和6年7月に再発防止の検討報告書を作成するに当たって、係長級以上に職員アンケートを行っております。アンケートの中では――あ、行っております。で、報告書の中で、15ページのところに、購読の意思があまりないにもかかわらず、議員との業務上の対応に影響を及ぼすおそれがあると懸念して、機関紙の契約をキャンセルできない状況があるというふうに記載してございますので、その当時におきましては、そのような状況はあったんだろうというふうに推察――あった

んだらうと思います。

○岩佐委員長 ほかに何か補足の説明はありますか。大丈夫ですか。

それでは、委員の皆様から確認したいこととかはございますか。

○永田委員 規則について説明は分かりましたが、その規則が機能していないから、このような問題が表面化している、陳情につながっているんだと思います。

昨年の11月16日の産経新聞が私の手元にあるんですけど、私も以前から政党機関紙の管理職への勧誘の問題についてはかなり前から問題意識を持っていましたが、一議員あるいは一会派でこの件を質問等したところで問題提起で終わってしまうのではないかと考えて様子を見ていましたが、昨年、この11月に新宿と港区で、この産経新聞では共産区議の勧誘、心理的圧力、赤旗購読を断れないとあります。新宿、港でもこうした問題があって、私も本区の退職された職員に聞いたことがありますけども、課長になると、赤旗の購読の勧誘がある。断ると、日曜版だけでも付き合ってくださいと。日曜版だけだと、当時九百何十円、今990円のようにですけど、990円、1,000円程度、月1,000円程度でしたら付き合うのはやむを得ないという判断をしたことはあるという方から、お名前は言えませんが、聞きました。それで、日刊版、日曜日以外だと3,497円、両方合わせると4,487円、月かなりの負担になっていて、そうした圧力、まあ、圧力でないにしても、よかれと思ってでも、そういったお付き合いをしていた職員がいたことは事実だと思います。

その上で、憲法上で、思想、良心あるいは表現の自由はあるとはいえ、このような状況が長期間続いてきた。それで、規則はあるとはいえ、そうした相談が多分表立ってなかったのか、そのまま棚上げになって、こうした最終的な陳情という形で出てくるまで具体的な検討をすることもなかった。新宿、港では一定の動きがあったと思いますが、その状況を、今、区ではどのように分析しているのか、把握されているのか、お答えください。

○佐藤総務課長 他区での動向については確認をしております、実際、千代田区にもどのような状況かという問合せも入っているところでございます。ただ、千代田区におきましては、先ほど人事課長からもお話がありましたけれども、再発防止の対策もございましたし、例えば、最近の新任の管理職に聞いてみますと、勧誘を受けていないという者もおりまして、過去にはそういった実態もあったようには聞いておりますけれども、実際、購読している職員が辞めているといった実態もありまして、他区を聞きますと、議員が集金に自ら回っている自治体もあるというふうに聞きましたので、（発言する者多数あり）そういった状況に比べますと、千代田区の場合は、比較的適切な中で、そういった購読に対しても対応できているのではないかと考えております。

○永田委員 他区では共産議員が多いところも結構あって、議員が各課に回って集金している人もいるというのを聞いたことがあります、本区ではそういうことはない。そして、この新聞の報道によると、各課の課長らの席まで執務時間中に直接勧誘や集金に党员の方、集金担当の方が回っていると。本区ではそういう状況はない。ないということで、現状も今もないということで、議員だけではなくて、一般の方が集金に庁内に入っている、足を踏み入れていることはないということでよろしいのでしょうか。

○佐藤総務課長 私が見ている範囲ということになりますけれども、窓口で職員を呼び出して集金している姿というのは見かけますけれども、執務室内に立ち入るということはない

いかと認識しております。

○永田委員 呼び出して集金というのも私は問題だと思います。

この陳情の中にあるんですけども、個人で購読をするのはもちろん自由なので、自宅で購読すればいいんですよ。わざわざ庁内で購読行為、勧誘、集金も含めて、窓口に来るとはいえ、そういったことがもし認められるのであれば、どの政党も自分の政党機関紙をそういった勧誘して集金するということができるということになってしまう。ここは、共産党の赤旗だけが悪いわけではなくて、全体として、こういう行為ができないようにしないとイケない。港区の最新の状況を見ると、庁舎内及び勤務期間中に勧誘や集金に応じないよう職員に通達し、議会側にもその通達の内容を伝えたとあります。規則として新たに政党機関紙を購読するなということはいれられなくても、通達であれば、すぐにでもできるとは思いますが、その点はいかがでしょう。

○佐藤総務課長 職員がどのような経緯があったにせよ、個人的に購読しているものですので、その必要性について、どの程度組織から通達できるかということかと思えますけれども、ちょっと他区の事例を参考に検討させていただきたいと考えております。

○永田委員 多分、この陳情の趣旨からすると、こうした政党機関紙の庁内での勧誘、購読はやめていただきたいという内容だと思うんです。それで、すぐ結論は今出ないかもしれないですけども、例えば、次の定例会までに区のそうした方針を示していただきたいと。それがあれば、今、陳情者にもそのようにお答えはできると、今、結論が出なくても、そういった形でお答えはできるとは思うんですが、どうでしょうかね、その検討について。今すぐ答えられなくても、今後の政党機関紙はもう購読しない。個人の自由であっても、庁内に集金に来るとするのは、それはちょっと問題だと思うんですが、それはいいんでしょうか。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前 11時38分休憩

午前 11時41分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

財産管理担当部長。

○夏目財産管理担当部長 今のお話に関しましては、集金を庁内でやるという、集金を庁内でやることの行為に関しての問題と、あと、私的な行為、集金に応じるという、執務時間中に職員が私的な行為を行うという職務専念義務を違反するという疑いがあります。ここでちょっと結論をなかなか出し難い部分がありますので、課題というふうに受け止めさせていただいて、庁内で整理するお時間を頂きたいと思えます。で、改めて、またこういった場か、どの場かというのはありますが、整理した内容についてご報告をさせていただければと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 すごく大事なことだったと思います。また官製談合のところの最終報告書にもあるので、その辺も加味して、今言った流れの整理をちょっとしていただければと思いますけど、いかがでしょうか。行管、行管担当。えっ。

○岩佐委員長 財産管理担当部長。

○はやお副委員長 財産管理が答えるの。

○夏目財産管理担当部長 先ほど永田委員からご指摘いただいた課題等を含めて、その辺についても、整理可能であれば整理してご報告をするようにしたいと思います。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。それでは……（発言する者あり）

秋谷委員。

○秋谷委員 施設管理の規則違反であったり、あとは、議員が——議員というか、関係者が直接集金に行く。パワハラであったり、それもまさしく公益通報の対象になるのではないかなど私は思うんですね。アンケートとかは、何度も何度も年に何回とか月に1回やるわけにはいかないんで、どこか風通しがいい、公益通報制度として通報できるというのも1個の手段になり得るので、その点に関して、こういった事実があった場合は速やかに公益通報しましょうと、部課長さんをはじめ、職員の方に伝えていただくことは可能でしょうかね。

○村木政策経営部長 法務担当課長がおりませんので、私のほうから。

勧誘行為が直ちに違法かどうかというのは、それはちょっと微妙なところだと思いますので、勧誘を受けたから公益通報というのは難しいところだと思いますけど、それが度を越したものであるとか、あるいは強制を伴うとか、そういった場合には、公益通報という対応か、あるいはパワハラ窓口という対応か分かりませんが、しかるべき窓口への通報等ができるような、そういった周知はしていきたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかに何かご意見、ご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、本陳情の取扱いはいかがいたしましょうか。継続で。（「継続」と呼ぶ者あり）

○永田委員 いいですか。

○岩佐委員長 はい。永田委員。

○永田委員 課題を受け止めて、整理して報告していただけたということが分かったので、一つの案としては、一旦もう陳情を終わらせて、そして、報告があった時点でまたお知らせすると。継続して次また同じことを審査しても、そこでまた何かこう、どうなのかなというか、年度をまたぐことにもなりますし、一旦、これで終わらせるのも一つだと思いますし、ただ、全体として継続で、また続けるのであれば、それも一つだと思いますが、どうでしょうね。整理することもできるかなという提案です。

○岩佐委員長 暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほど永田委員からここでということもありましたけれども、まだ整理していただく内容が残っておりますので、この陳情は継続審査とすることにしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、送付8-7、陳情審査を終了し、日程2、陳情審査を終了いたします。

日程3、報告事項に入ります。

地域振興部（1）地域コミュニティアプリの導入について、理事者からの説明を求めます。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、地域コミュニティアプリの導入につきまして、地域振興部資料1に基づき、説明いたします。

本区にお住まいの若年ミドル世代を含む幅広いコミュニティの形成を目的として、地域コミュニティアプリの運営事業者と、このたび連携協定を締結するものでございます。今日は、アプリの概要と協定の内容についてご報告いたします。

それでは、資料をご覧ください。アプリの名称は「ピアッザ」というものでございます。このたび、アプリを運営するPIAZZA株式会社と連携協定を締結し、同アプリ内に千代田区エリアを開設いたします。

項番1、アプリの概要についてのご説明です。このアプリは、登録者同士が地域情報を共有し、互いに交流できる機能を有しております。アプリ利用者が千代田区エリアをホームエリアとして登録することで、同エリアの登録者同士での情報交換が可能となります。パソコン及びスマートフォンに対応しており、アプリの利用料は無料でございます。一般的なアプリケーションと同様、通信料は利用者の負担というところでございます。

次、主な機能としては、3点ございます。1点目、地域情報の投稿・閲覧機能で、これにより、お住まいの方が地域情報や物品譲渡などの情報を入手することが可能でございます。2点目、「おしえて」機能というものです。お勧めのお店であったり、雨の日でも遊べる場所であったり、こういった質問を投げかけることで、エリア内の別の利用者がそれに答えるものです。これにより、近所に住む方同士のリアルなコミュニケーションが実現いたします。3点目、グループ作成機能です。グループを作成し、イベントの告知や情報発信を行うことが可能となります。

次に、項番2、協定締結のねらいでございます。主に4点ございます。1点目、地域とのつながりを生むきっかけの提供です。オンラインを切り口とし、地域コミュニティ参加への第一歩を後押しいたします。2点目、多様な層へのアプローチでございます。区民の多様なライフスタイルに応じた情報流通を促進し、交流の場を提供することで、地域全体の活性化を支援いたします。3点目、主体的な地域づくりの実践です。区民からの情報発信を通じて、自発的な地域参画と協働による地域づくりを促進いたします。4点目、運用状況を踏まえた施策の推進でございます。協定に基づき、事業者から適宜アプリの稼働状況などの情報提供、これを区が受けることができますため、これに基づき、区としても施策の検討を進めたいと考えております。

次のページ、項番3、他自治体での導入実績でございます。令和8年2月20日現在でございますが、全国77の自治体で協定を締結し、エリアを拡大している状況です。うち、特別区は12区が既に協定を締結済みでございます。

項番4、連携協定の概要でございます。まず、協定の締結時期は4月の中旬を予定しております。協定締結先はPIAZZA株式会社でございます。協定事業者の役割としましては、アプリ内における千代田区エリアの開設、そして、アプリ運営及び投稿内容の適切

な管理、また、運用状況に対する千代田区への共有、こういったところが主なところでございます。その他、本アプリは、事業者の管理運営の下、登録者同士でコミュニケーションを行うものでありますので、区が発信した情報以外の投稿などに関する責任は区が負わない旨を明記して周知をいたします。これは、他の自治体でも一般的に周知をされているものでございます。

なお、このアプリの運営、導入に関して、今回、協定締結ということで、区の費用負担はなしと、無償ということでございます。

最後、項番5、スケジュールでございます。4月の中旬から中旬にかけて、試行的にプレオープンを行いまして、4月中旬、連携協定を締結いたします。広報千代田（4月20日号）で本事業を周知する予定でございます。同日に本格的に千代田区エリアを開設することを現時点では予定しております。5月以降につきましては、運用状況を定期的に確認しながら、今後のコミュニティ施策の検討に生かしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 3点、お伺いいたします。

1点、まず、本資料では、アプリ導入、運営に区の運営費用は生じないとされておりますが、一方で、区が広報や行政情報発信を行うことで、結果的に特定民間企業へのアプリ利用を増やす可能性も考えられます。区として、民間企業のサービス拡大に行政が関与する妥当性、特定企業への利益誘導にならないのか、この点について、どのように整理をされていらっしゃるでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、このPIAZZAとの連携協定に関しまして、特定企業との関係性というところでのご質問でございます。

今回のこの協定の締結の趣旨というのが特に新たなコミュニティの醸成ということで、区の政策目的がある中で、この政策目的にアプローチをするために、その手段として民間のノウハウ、既存サービスというものをしっかり連携して生かしていきたいというものでございますので、区が特定の企業の広告宣伝を行う趣旨ではなく、民間の活力を利用したサービスの提供ということでございます。

そういった観点から、これは一般的な官民連携の協定ということで、宣伝等には当たらないという整理でございます。

○のざわ委員 では、2点目にご質問させていただきます。

先ほどご説明の中にもちょっとあったとは思いますが、一応、本アプリでは、地域情報の投稿や交流が行われ、区民の行動や関心に関するデータが蓄積される可能性があるようにも見えます。協定に基づきまして、運用状況の共有が行われるとされておりますが、区民データの取得範囲、区への共有内容、企業側のデータ利用、広告とか分析等も含めまして、これらについて、区はどこまで把握、管理をしていらっしゃるのか、教えてください。よろしくお伺いいたします。

○清水コミュニティ政策担当課長 本アプリはもう既に流通をして、サービスが既に開始されているものでございまして、利用の登録に当たりましては、利用者はピアZZAのアプリをインストールするときに、PIAZZA株式会社に対して、最低限の情報を提供して、これに基づき登録をするということでございまして、千代田区としては、一切の利用者の

情報は収集しないというものでございます。そういった観点から、特に利用者の例えばメールアドレスですとか、お名前ですとか、電話番号とか、そういったものは一切区には入ってこないという中で、あくまでコミュニケーションの発生状況など、状況分析を共有して事業者から頂くと、こういう連携内容でございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

それでは、3番目に他の地域コミュニティとの整合性について、お伺いします。千代田区には、ほかに町会、自治会、地域団体、商店街等々、既存コミュニティがございますが、行政が特定の民間アプリを使ったコミュニティ形成を推進することで、既存の地域コミュニティとの関係はどのように整理されているのでしょうか。また、町会や自治会、商店街等々のデジタル化支援との整合について、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○清水コミュニティ政策担当課長 今回の連携の趣旨であるこのアプリケーションの導入でございますが、まず、委員ご指摘のとおりで、区には様々な既存団体、町会ですとか商店街、様々ございます。こういった団体は、区として、これまでも様々に施策の中でアプローチをかけてきているという実態がございます。今回は、特に区の施策のアプローチに直接的になかなか光が当たりにくかった新たなコミュニティ、若年ミドル世代、こういった方々が住民同士連携をして交流ができるような、こういった基盤をつくっていくという、こういう趣旨の下、進めるものでございますので、まずはコミュニティの照らす範囲を広げていくというのが一つの趣旨でございます。こういった前提がある中で、委員ご指摘の町会、商店街、こういったところとの関係性でございますと、導入した先の中で、例えば、そういった団体がアカウントなどを持って、それぞれに情報発信をして、それで、既存のコミュニティに属していない方々がその情報をキャッチして、そこに入っていくと。そういった世界観も想定されるところでございますので、ここは、両面をしっかりと見据えながら検討を図ってまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○岩佐委員長 はい。田中委員。

○田中委員 このアプリの導入実績というところで、23区中12区、12か所が導入されているということなんですけれども、こちらの利用状況についてはお調べいただいているのでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 はい。既に導入済みの自治体についても、利用状況を全て網羅的ではございませんが、幾つか確認はしているところでございます。で、本区のように新たなコミュニティの拡充ということで導入しているところもあれば、区によっては、特定のテーマを切り口にしているところもございます。例えば、子育てを切り口にピアッザを使っているところもあれば、まちづくりであったり、あるいは文化芸術という、そういった視点で導入しているところもございますので、導入の入り口というのは各区様々ありますけれども、その中で、その範囲において、コミュニケーションが適切に発生しているという、そういう状況は聞いております。

○田中委員 ありがとうございます。

いろいろ様々な使い方があるということなんですけれども、先ほどのご答弁で、千代田

区のエリアの中で、それぞれ既存のコミュニティがそれぞれ発信していただくことも可能というのがあったんですけども、これをP I A Z Z Aさんのホームページを拝見すると、例えば、港区がありながら、虎ノ門地域の、企業さんが立ち上げているそのエリアに絞ったアプリというか、エリアのものが区とは別にカテゴリーができていますけれども、そこら辺はどういうふうに整理されていくご予定でしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 その辺りも少しP I A Z Z Aにヒアリングして、聞いてみたところがございます。現時点の運用としては、自治体と連携を結んで、それによって、それぞれの区あるいは市、町といったところで、どこどこエリアというのが拡大されていく、これが今の流れでございますが、委員の今お話がありましたとおり、虎ノ門エリアとか、そういったところも実際にはあるところで、これはアプリを導入して、何でしょう、最初の部分ですね、最初の立ち上げのときには、そういった中でP I A Z Z A側のエリア選定の中で、そういった設定があったというふうには聞いてございます。現時点では、自治体との連携協定に基づいて、どこどこエリアを拡充していくと。これが基本のスタイルであるというふうに聞いております。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。ほかにこの件について。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 やはりいろいろ意見があったように、このアプリについて、1社だということを決めているわけじゃないですか。それは実績だということなんですけど、じゃあ、具体的に3番に書いてある他自治体での導入実績、どんなところがこれを導入しているのか、お答えいただきたいと思います。

○清水コミュニティ政策担当課長 導入している自治体は77自治体で、特別区12か所というところがございますが、ちょうど特別区では約半分が導入、開設済みでございます。ほかの12、全部というところではないんですけども、近隣区でいいますと、中央区であったり港区、こういったところで開設が進んでいるという状況でございます。

○はやお副委員長 一つは、確かに比較で実績があるところがあるって、一つの担保になると思います。それもあるんですけども、実際のところ、例えば、アプリをもう言っちゃっているから、ほかのアプリの名前を言うと、やっぱり問題かな。駄目。やめたほうが……

○岩佐委員長 同業他社の。

○はやお副委員長 いいの、いいの。

○岩佐委員長 うん。

○はやお副委員長 いいの。同業他社があるじゃないですか。例えば、ジモティーみたいなものとか、そういうときに、こういう、今、一つの実績としては他団体がこうしているよと。そういう同業他社をどういう基準でここにしたかというところを明確にしないと、やっぱりこれを導入するに際しての判断基準というか、そういうものがどうだったのかということは答弁していただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 ほかに同種のサービスというのがあるかというところでのご質問ございまして、今、はやお副委員長からご指摘いただきました、例えばサービスのジモティーというところ、まさにおっしゃるとおりで、同じようなサービス形態で

ございます。ジモティーも比較検討の中に入ってくるアプリでございますが、実は、ジモティーというのは、特に物品の譲渡しの部分に大変特化したサービスということで全国に展開をされております。一部、コミュニティ機能を有してはおりますが、区の新たな住民の方々も含めた新たなコミュニティ醸成という側面を考えますと、このピアッザというものはコミュニティ醸成機能というものを有していて、そこがサービスの中核であるということでございますので、ジモティーというのはもちろんサービスとしてはございますが、より政策目的に特化した性質を持つアプリケーションとしては、このピアッザが最適というふうに捉えているところでございます。

○はやお副委員長 じゃあ、そういうことであると、他自治体については、ここが一番多くて、ほかのアプリケーションは使っていないということでもよろしいのかな。

○清水コミュニティ政策担当課長 他の自治体についても、ピアッザ以外、ほかで連携を結んでいる事例も少し調べてみましたところ、事例としてはございます。例えば、ジモティーで連携協定を結んでいる自治体も事例としてはあるんですけども、連携協定の目的が、ジモティーは先ほど物品の譲渡しのみに特化しているというふうに申し上げましたので、やはり物のSDGsですとか、リユース、リサイクルといった、そういった政策目的のそういう協定を結んでいるということでございます。コミュニティ醸成という観点ですと、やはりこのピアッザというところが最適な連携先というところになろうかと思えます。

○はやお副委員長 ちょっとコミュニティって、そこに特化しようということで、このアプリケーションにしたということですね。あと、だから、例えば、そういうものがもし発生すれば、他の所管のところでもこういう協定を結んでいくということだったら、あり得るのかどうかというのについては、これは政策経営部のほうなのか知らないんですけど、あるのかどうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。まず、このピアッザの導入に当たりましては、現時点では連携協定を結ぶことで、エリアを千代田区として拡大をします。まずは、千代田区内で住民同士のコミュニケーションを発生させる環境をつくることをまず第一としてやっていきたいというふうに考えております。ただ、その先でございますが、やはり自治体によっては事業部のレベルでアカウントを持って発信をしているという事例もございますので、まだ現時点ではエリアの拡大というところだけを見据えておりますけれども、その先、行政としての情報発信の在り方などはちょっと連携して、話し合いをしながら、どういった形が考えられるのかというのは研究を積んでまいりたいと思えます。

○はやお副委員長 そのこのところは、今後、同業他社を活用していくことの平等性ということなんで、そこは十分検討していただきたいと思えます。

あと、4の（4）のところに費用負担は生じないと書いてあるんだけど、確かにアプリケーションを活用するために費用は発生しないけれども、情報提供するに際しては、何らかのアカウントで入れて、区のほうに登録作業するわけだね、そういうものなのかどうかを含めて。となると、人件費というものが新たに作業として発生するんじゃないのかということでお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 この連携協定を結ぶことによって、特に区が何かアカウントと連携づけをしますとか、何か作業が生じるということは、実は現時点ではなしでございます。あくまで千代田区の今既にあるピアッザのアプリの中の地図で、千代田区は今

設定できない状況になっておりますが、そこが解放されるというそれだけの状況で、その作業は全てP I A Z Z A側が行いますので、現時点では区側の人的な負担というものは一切発生しないということでございます。

○はやお副委員長 ジャあ、入力とかそういう作業がなくて、ただ開放するというだけということですね。

あと、じゃあ、もう一つあるのは、実施スケジュールと書いてあるんですけども、令和8年の4月上旬に千代田区エリアをプレオープンするということなんですけど、これは何かプレオープンするための何を例えば開設することによって、どういう状態になれば、これについては、ただ運用がうまく――何をチェックするのか、このプレオープンで。

○清水コミュニティ政策担当課長 まずは、新たに千代田区エリアを開放するに当たりまして、事業者側も含めて、しっかりと新しく照らされた地図の中で投稿内容がしっかりと対応して発信できるかどうかの試験的要素というものが強くございます。また、始まった瞬間に真っさらな状態でありまして、新しく登録した方も何もない状況からのスタートということで、情報が見にくいというところもあるかと思っておりますので、既に活動されている団体ですとか、何かしら既に素材がある中で、少し試行的に発信というか、登録をした状態の下、今後の安定的な稼働が見込めるかどうかの試験をしたいという、これがプレオープンの趣旨でございます。

○はやお副委員長 ジャあ、あと、結局はプレオープンでやった場合、これは4月のところで延期する、やめる、やめるとは言わない、延期するような何か基準というのがあるのかどうか。やっぱりプレオープンでチェックすることがあるんでしょうから、当然のごとく、延期する可能性もあるわけですよ。何を以て例えば延期するというふうに判断せざるを得ないのか、その基準があるんだったらお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 プレオープンの位置づけは、試験というところと幾つかのサンプルといたしますか、既にある団体の登録をしていくというところでございますので、これを見て、こういうことが起きたら延期、中止というところは、今、基準としては大変恐縮ですが、持っているところはございません。ただ、見て、このまま1週間ぐらいの期間の中で、何らか運用上の課題ですとか、これを入れることで、もしもですけども今は見えていないリスク等々が万が一にも見えるようなことがあれば、そこはしっかりと検討していくということだと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（1）地域コミュニティアプリの導入についての質疑を終了します。

次に、（2）千代田のさくらまつりの開催について説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料2によりまして、さくらまつりの開催について報告申し上げます。

さくらまつりに関しましては、以前は2月中にライトアップ期間を定めてご報告させて

いただいておりますが、令和6年春の大幅な開花の遅れを経験いたしまして、ライトアップ期間は3月に入ってから決定させていただくことといたしました。また、以前は、ライトアップ期間をさくらまつり期間とさせていただいておりますが、現在は、区内の桜関連イベントが行われる期間をさくらまつり期間として、ライトアップ期間とは別に設定させていただいております。

資料のほうをご覧くださいと、さくらまつり期間は3月5日から4月22日、ライトアップ期間は3月26日木曜日から4月6日月曜日の12日間でございます。ここで現在の東京の桜の開花予想でございますが、本日の段階で、気象予報各社、早くて3月18日、遅くて3月21日、一番多いのが3月19日の開花とされてございます。千鳥ヶ淵につきましては、開花宣言から満開までに10日程度かかるとされてございます。

事業のご説明でございますが、非常に量が多いので、重要な点と、それから、例年からの変更点に絞らせてご説明させていただきます。

まずは、千鳥ヶ淵緑道の沿道についてでございます。

(1) 千鳥ヶ淵のライトアップは、期間につきましては先ほど申し上げました。時間は、日没、大体6時頃から夜9時までといたします。

続きまして、(2)のボート場の運営についてですが、通常は午前10時から午後5時であるところを午前9時から午後7時30分までとし、この期間は無休とさせていただきます。次の乗船時間の変更ですが、通常30分単位でチケットを販売しておりますが、これまでのライトアップ期間の利用状況等を鑑みまして、初乗り単位を1時間といたします。次のボートの利用料金につきましては、今回、ボート場使用料を改定させていただきましたが、その改定後の料金となっております。ただいま申し上げましたとおり、初乗り時間を1時間といたしますので、一般の方は1艘1時間3,000円、区民の方は1艘1時間1,600円となります。

次のページをご覧ください。スマートチケットは昨年からはじめたものでございますが、こちら、観光協会に全部で90艘あるボートのうち、30艘を貸し出して行われるものでございます。観光協会は、条例に定める一般料金分を区に納めます。チケットの購入方法につきましては、観光協会が設置しておりますさくらまつりの特設サイトからの事前購入のみでございます。区に納めるボート料金の増に合わせまして、昨年度は1艘1時間1万円でしてはいたんですけど、今回は1万2,000円にするということでございます。

(6)の安全対策をご覧ください。まず、警備・誘導體制につきましては、100万人の来場を想定いたしまして、月曜日から木曜日までを29スポット、このスポットというのは常に人がいる場所とさせていただければと思います。金曜、土曜、日曜については42スポットで行います。また、期間中は午前9時から午後9時まで千鳥ヶ淵緑道に沿った区道と鍋割坂を交通規制いたします。もちろん付近にお住まいの方、それから、お住まいの方へ例えば荷物を届ける運送業者の方などは通行できるようにいたします。また、今年も期間中の土曜、日曜日に限り、ちょうどこの期間ですと、3月28日、29日と4月4日と5日の4日間でございますが、午前9時から午後9時まで千鳥ヶ淵緑道を一方通行といたします。歩行者の一方通行といたします。これは、韓国で発生したハロウィンの雑踏事故の経験から、安全対策として警察から要請されているものでございます。また、今年度も、混雑状況をさくらまつり特設サイトでリアルタイム発信してまいります。

続きまして、大きな2番、地域や団体と連携した各種事業でございます。3ページ目をご覧ください、⑥のスタンプラリーのAをご覧ください。こちらは、観光協会と区が主催するものでございますが、これまで謎解きという形でやらせていただきましたが、今回、株式会社KADOKAWA様のご協力を頂きまして、アニメ「わたしの幸せな結婚」とのコラボスタンプラリーを行います。こちらは、JR飯田橋駅から北の丸周辺の6か所のスポットを巡るものですが、スポットの中には、東京大神宮もご協力いただきまして、アニメとの親和性を高めているというところでございます。

次のページ、(2)の①のAでございますけれども、今年も区商連、区振連主催のさくらフェスティバルが、3月27日から29日の3日間、英国大使館前の千鳥ヶ淵公園で行われます。

②の神保町についてでございます。恒例の商店街イベント、神保町さくらみちフェスティバル、こちらで春の古本まつりが行われていますが、これに合わせまして、神田古書店連盟が初めて、全ニッポン古本博覧会を、小川広場と東京古書会館を舞台に開催いたします。また、初めて春の神保町ブックフェスティバルが開催されます。

次のページ、③のイでございます。現在調整中とのことですが、観光協会が神田豊島屋さんの協力を得まして、飲み歩きイベントを現在企画中でございます。

最後、一番下のオでございますけれども、神田駅周辺の町会と商店街が協力して、第二回の神田阿波おどりが開催されます。

今年は、これまでも増して区内の皆様のご協力を得まして、さくらまつりを盛り上げてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○田中委員 ありがとうございます。さくらまつり期間中の千鳥ヶ淵でのボートの料金なんですけれども、二重価格ということで大変話題になっていて、ニュースなどにも取り上げられて、千代田区発信でこういうのが広まればいいなと思っておりますが、これ、普通のスマートチケットではないほうの料金のほうは二重価格になっているんですけれども、このスマートチケットは一律ということなんでしょうか。

○高橋商工観光課長 スマートチケットにつきましては、一律とさせていただいております。もともと海外の方とか国内にあまり滞在する時間のない方を対象にしているところでもございますので、そのようにさせていただいております。

○田中委員 分かりました。このスマートチケットじゃないほうのものというのは、事前予約というのは、以前はあったと思うんですけど、もう、今はないんでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちらは、以前も事前予約というのはございませんで、現場で買っていたんです。今は、少し早い段階から引換券みたいなものを配りまして、そこで使うことができます。1ページ目の整理券の配布というところがそちらになります。

○田中委員 分かりました。この整理券というのが午前9時頃からとあるんですけど、これは当日のものを当日の朝9時頃からという理解でよろしいでしょうか。

○高橋商工観光課長 そのとおりでございます。当日分でございます。

○田中委員 分かりました。二重価格についても、昨年の利用状況とか割合とかというのは分かるもの。あ、今年から。

○岩佐委員長 今年からでしょ。

商工観光課長。

○高橋商工観光課長 はい。昨年までは、区民で購入したというものが全く分からないというところがございますので、今回初めて機械もそれに対応してございますので、区民かどうか、例えば、見た目が外国の方でも区民の方もいらっしゃると思います。そういったところは今まで分からなかったんですが、今後は分かるようになると思います。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。そうしましたら、そういう今年度の状況の分析なども行っていただいて、二重価格といえども、今だと大体倍弱というところなんですけれども、その差ですね、海外の事例だと、そういう2倍とかにとどまらず、ほんと10倍ぐらいのところもあったりするので、そこら辺も検討していただけたらなと思います。

○高橋商工観光課長 まず、今回もそうですけれども、どのぐらいの費用がポート場運営にかかっているか、そこが重要かなと思っております。その上で、今後も、引き続き状況を見ながら、時節に応じて検討してまいります。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 ほかにご質疑ございますか。

○のざわ委員 皆さん、区民の皆様たちにとってもいつも楽しみで、大きな事故なく、区民の楽しみで区内への経済効果があるイベントとしていつまでもやってほしいという声が多いんですが、今回、無料シャトルバス、スタンプラリー、各地のイベントなど、非常に多岐にわたる事業が並んでおりますが、これらが千鳥ヶ淵及び各地のイベントの混雑緩和と区内全域への経済波及効果にどれだけ寄与しているか等々に関しまして、今後、数字を使った検証とかが行われるご予定とか、まあ、するといいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 令和7年度から、ちょっと人流等のデータを収集するようにしております。実際に取れる情報というのがまたこれを分析するのも非常に難しいというのも、我々今年度やってみて、よく分かったところではございますけど、こういった人の流れがあって、例えば、それが商店街にどんないいメリットがあるのか、そういったところは、今後も引き続き研究を、それから、何ができるかも含めて検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 よろしく申し上げます。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、このさくらまつりについて何かご質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（2）千代田のさくらまつりの開催についての質疑を終了します。

次に、（3）千代田区商工融資あっせん制度の改定について、理事者からの説明を求めます。

○松本産業企画担当課長 それでは、地域振興部の資料3に基づきまして、千代田区商工融資あっせん制度の改定につきましてご報告させていただきます。

まず、改定内容のご説明の前に、資料3-②のスライドを使いまして、本制度の概要と貸付条件について簡単にご報告させていただきます。

それでは、資料3-②をご覧ください。まず、こちらの制度でございますけれども、既にご承知かと思えますけれども、本制度は区が利子の一部を負担することによりまして、区内の中小企業が金融機関から低利で融資を受けることができる制度でございます。

2ページ目をご覧ください。左側の表でございますけれども、こちらが資金の種類によっての制度が記載されておりました、使用する用途でありますとか事業者の規模に応じまして、融資限度額、それから利子補給率が異なっております。また、代表者が区民の場合に、融資限度額と利子補給につきまして優遇措置がございます。さらに、一部のメニューにおきましては、区民に対しましては信用保証料の補助ということも行っております。

では、3ページ目をご覧ください。こちら、左の図でございますけれども、こちらが貸付実績の年度別の推移のグラフになってございまして、貸付実績につきましては、年々ちょっと減少傾向にあるという状況でございます。それから、右の表でございますけれども、こちらは直近10年の貸付けを実行した実績の数値でございまして、速報値でちょっと今年度の状況をご説明させていただきますと、令和7年度、令和8年の1月末現在でございますけれども、貸付実績の件数は318件、金額で申しますと2億1,300—ごめんなさい、21億3,400万となりまして、前年同期比で比べますと、約1割増加という状況でございます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。こちらは利用状況の表になってございまして、左側の表が区民か、区民以外の方かの利用状況の表になってございまして、見ていただきますと、ほぼ半数が区民の方、代表者が区民の方にご利用いただいているという状況でございます。それから、右側の円グラフでございますけれども、こちらは規模別の利用状況でございまして、約半数が0人から2人、従業員の数ですね、0人から2人の方が半分以上使われているということと、あと、10人以下の小規模事業者の方でもう9割を占めるというのが状況でございます。

そうしましたら、すみません、資料のほう、3-①のほうに戻っていただきまして、改定の内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

そうしましたら、項番の1、概要の部分でございますけれども、制度の概要につきましては、先ほどご案内をしたとおりでございます。

このたび、昨今の物価の高騰でありますとか賃金の引上げ、それから金利の上昇等を踏まえまして、令和8年度より、本制度につきまして、項番2に記載のとおり、3点改定をしていきたいというふうに考えてございます。

項番2、改定の内容のほうをご覧ください。まず一つ目の改定内容でございますけれども、融資限度額の増額、こちらを考えてございます。融資限度額につきましては、仕入価格の高騰でありますとか物流経費の高騰、それから人件費の高騰、賃金の引上げの要請等がございますので、そういった影響も踏まえまして、資金調達額の増加が見込まれておりますので、そういった意味で、別紙、裏面に表がございますけれども、別紙のとおり、増額をさせていただければというふうに思っております。

裏面の、すみません、別紙のほうをご覧くださいまして、上段が令和7年度、今年度の表になってございまして、それを下の表、令和8年度に改定をしていきたいというふうに

考えてございます。

この後、表と、すみません、元のワードの部分に戻っていただきまして、ちょっと両方見ながらご説明を聞いていただければと思います。

千代田区の融資限度額につきましては、これまで、他区と比べまして、やっぱり最低水準ということでございました。今回の改定によりまして、23区の約平均水準より少し超えるぐらいの水準になると予定をしております。

それから、本制度のさらなる活用を促進するために、今まで、代表者区分としまして、区民の方に限度額を引き上げるような優遇措置を設けておりましたけれども、こちらにつきましては、制度の分かりやすさも含めまして、区民と一般の差はなくす形で同額とさせていただきたいと考えております。区民の優遇につきましては、利子補給のほうで差をつけておりますので、こちらの措置につきましては継続していきたいというふうに考えてございます。

それから、（2）番、利率の引き上げの部分でございます。こちら、昨今の政策金利の引き上げでございますとか市中金利の上昇等を踏まえまして、名目利率をプラス0.3%引き上げたいというふうに考えてございます。こちら、また裏面の表をご覧くださいますと、名目利率、それから利子補給率、それから本人負担率という表が並んでいるかと思えます。こちらの利子補給率、これは区のほうで負担する利率、それから、本人が負担いただく利率、それを足したものが名目利率となってまいります。こちら、急激な本人負担率の上昇も避けるために、今回、0.3%名目を上げますけれども、その内訳としましては、利子補給率のほうを0.2%引き上げる。それから、本人負担率は0.1%引き上げるという形を取ってまいりたいと考えてございます。

それから、（3）番のほうに戻っていただきまして、特例措置ですね、こちらの特例措置の見直しを検討しております。今まで、代表者が区民ではなくても町会や商店街振興組合等に加入をしておりますと、限度額、融資限度額のほうを区民と同等まで引き上げるという優遇措置がございました。今回、（1）番でご紹介しましたとおり、融資限度額を区民、一般の差をなくすという措置を取りますので、こちらの特例措置につきましては、一旦廃止とさせていただきまして、新たに、代表者が区民でなくても町会等に参加されている方につきましては、利子補給率を0.1%加算するという形を取る町会等加入特例措置、こちらを新設してまいります。これによりまして、町会や商店街振興組合等へ加入の促進を目的とした優遇措置としては継続させていただくというふうに考えてございます。

ご報告としましては以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○米田委員 今回の融資あっせん制度の改定ですけど、物価高騰や賃金引き上げ、金利上昇といった厳しい中で、また、コロナ禍のゼロゼロ融資もいよいよ返済が始まるという中では、営業資金、設備資金を上げていただいたことは評価したいなと。まさにタイムリーだなと思います。その上で、ちょっと考え方を聞きます。名目利率を引き上げる一方で、利子補給も引き上げて、事業者の本人負担率の上昇を0.1%に抑えた。これは評価に値すると思います。ただ、ちょっと素直に申し上げて、何で0.1なのかなと。0.1だったら、そのままでいいんじゃないかなという声もありますし、また、難しいですよ、名目利率は上がっていますから。現行維持、ひょっとしたら下げることでもできたのではないかなと、

難しい考えですけど、そう思っているんです。その考えについて、まずお聞かせいただきたい。

○松本産業企画担当課長 米田委員のほうからご指摘いただきました点でございますけれども、利子補給率を何%上げるかということにつきましては、一応、内規のほうで計算式が決まっております、短期プライムレートの動向、それから、内部での政策判断の部分とを含めまして決定をしていくという形のルールがございます。併せまして、利子補給率はもちろん区の歳出増につながりますので、この辺の判断というのは慎重な検討が必要というふうに考えておりますし、今後も金利が上がっていくということも想定をしていかなきゃいけない中で、どのタイミングでどこまで利子補給を上げていくのかということをご悩んだ末、今のような形とさせていただいておりますので、ちょっとご理解いただければと思っております。

○米田委員 努力していることは十二分に理解した上で質問させてもらっています。

今課長の説明もあったんですけど、中小零細企業は、コロナ禍での借入れの返済も進む中で、物価高騰、特に小規模事業者ほど僅かな負担増でも重く受け止めざるを得ない状況です。実際に制度利用の中心の方々は、従業員、さっきもご説明あったとおり、0から2が54%、3から5が27%となっていると。やっぱりこういった事業者に負担をなかなか押しつけるじゃなくて、かけるのは厳しいかなと思います。ご説明のとおりなんですけど、今後、またインフレスライドで相当上がってくると思います。その都度、せっかくならぐっていただいたところですけど、その都度その都度、機会を見て判断して、また改める、または、改定することをご検討していただきたいんですけど、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 ご指摘いただきましたとおりかと思っております、引き続き金利の動向を見ながら、この制度につきましては、より活用いただきやすい形に検討していくということは継続していきたいと思っておりますし、そこの中におきまして、どこまで区が負担をできるのかということも、財政ともいろいろと相談しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○米田委員 ぜひお願いしたいなと思います。

今回の改定は、制度を使いやすくする見直しであると認識しております。ただ、一方で、制度はつくるだけではなく、事業者ちゃんと届かなければ意味がないと思っております。毎回これも聞いているんですけど、区が改めてこの制度を改定してもらった。で、国や東京都にも令和7年度から8年度に引き続き補助事業がたくさんあります。区の商工観光課でまとめて1枚のページにしていることは存じ上げていますが、現場の事業者からすると、メニューがあり過ぎて、どれを使っていいかわからないというような声がいまだ多くあります。そこで、区の融資制度だけでなく、国や都の支援策を含めて、相談に来た方々がどの制度が一番使いやすいか、こういったことを案内することが重要と思うんですけど、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 国、東京都それから区と、各機関のほうでそれぞれ中小企業支援をやってございまして、ご指摘のとおり、制度が分かりにくいといったご意見もたくさん頂戴をしているところでございます。先般、2月には、国、東京都と連携しながら施策説明会をやらせていただきまして、そこでもこの融資制度をご紹介させていただきました。そういった形で、なるべく分かりやすく使っていただけるような形で周知を進めてまいり

たいと思っておりますし、あと、こちら、経営相談のほうで窓口を、無料の相談窓口を設けておまして、そこの中で、どの融資メニューが最適なのかという形も、お話を聞きながらご紹介、ご案内するというのもやっておりますので、そちらの制度につきましても併せて周知のほうを進めさせていただいて、より適切なものをご利用いただけるような形で努力してまいりたいというふうに思っております。

○米田委員 ぜひとも、プッシュ型でできるところはしっかりやっていただきたいなと思います。融資制度を本当に生きたものにするために、今、課長がおっしゃったように、専門家の助言が僕はとても重要と思っております。借りること自体が目的ではなくて、借りた資金をどう活用して、いかに経営を立て直したか、次の成長につなげていくか、これが一番肝だと思っております。その意味で、融資の段階から中小企業診断士の専門家が必ず入らないととなっているとは思いますが、中小企業診断士など、専門家の助言をどのように取り組んで、事業者の経営改善につなげていくか、これもお聞かせいただきたい。

○松本産業企画担当課長 融資を使うに当たりましては、中小企業診断士、相談員の相談が必要だという形は引き続き取ってまいります。併せまして、昨年12月に、こちらの制度をより使い勝手のいいようにするために、今までは電話での受付のみだったんですけども、相談受付システムを導入しておまして、現時点では24時間、ご自身で空いている時間なりを見ていただいて、相談に来やすい時間帯を指定していただけるということもできるようになってございます。併せて、診断士のプロフィールも載せさせていただいておりますので、そういったことも含めて、制度の周知というのは大事かと思っておりますので、そちらもしっかり進めてまいりたいと思っております。

○米田委員 私の知り合いも相談に行って、非常に助けられています。本当に感謝したいなと思います。でも、一方では、書類作成に限っているとかが、そういった意見もありますんで、書類作成の支援だけじゃなくて、例えば、今だと、中小企業は価格転嫁の問題とかがございます。省力化投資とかもございます。また、販売開拓、さらに賃上げまで見据えた事業計画づくり、これが融資を受ける上で非常に重要になってきております。そういったことも踏まえて、強い仕組みをつくっていかないといけないと思うんですけど、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 はい。ご指摘ありがとうございます。今、相談員の対応できるメニューなんかも、資金調達、資金繰りのほうから含めまして、物価高対策でありますとか、事業承継でありますとか、幅広くご利用できるメニューというのは取りそろえておるところでございます。先ほどもご紹介しましたプロフィール、診断士のプロフィールもご紹介しておまして、それぞれが飲食業に強いだとか、いろんなファッションに強いだとか、そんな形でPRはさせていただいておりますので、単純な書類作成だけではなくて、そういった意味で、事業の内容に寄り添いながら丁寧な相談対応ができるような形を引き続き取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○米田委員 ぜひともお願いします。

その上で、一番大切なのは伴走型支援だと思っております。相談に来た事業者に対して、申請のときだけ助言して終わりではないとは思っておりますけど、融資実行後の経営状況や資金繰り、価格転嫁の進み具合などを見ながら、必要な支援につなげていくことが重要

と思っています。さっきもありましたけど、特に小規模事業者に大切に寄り添うことが重要だと思っています。利用者の中心の従業員は0から2が54%、先ほども言ったように、3から5が27%です。そこで相談に来た小規模事業者、単発の相談で終わらず、融資実行後も継続してフォローする、いわゆる伴走型支援の取組を、区として、この制度を改革したことによってどうやって取り組むか、再度お聞かせください。

○松本産業企画担当課長 ありがとうございます。経営相談の受付の中身につきましては、当然お越しいただいて、窓口のほうで対応するやり方もあるんですけども、先ほど言ったとおり、12月以降、受付システムを設けたのと併せまして、オンラインによる相談もできるようになってございます。併せて、診断士のほうが現場に行って対応するというのも、制度としては残ってございますので、ぜひ、この辺も、ちょっと活用が少ないというのが実態でありますので、しっかりと周知をさせていただいて、開庁時間だけでなく、平日の夜であるとか、土日も診断士のスケジュールにもよりますけれども、対応ができる形は取ってございますので、その辺もしっかりと使いながら、伴走支援に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○米田委員 最後にします。

もう、やっていただいていることは、基本的には感謝です。で、最後どうなったかというのを、例えば、経営改善されて、このように伸びた。新たな販路開拓でこのように成功した。この成功例を今後示していただいて、こういうふうにすると千代田区ではこういう成功例があるよというのも今後改めて示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 ありがとうございます。そうですね。なかなか支援後の成果を公表していると言われると、ちょっとできていない状況でございます。これにつきましては、例えば、アンケート調査をやって、その後のフォローアップを把握させていただくとか、その後の売上げはどうかという形で、何かできることがあるんじゃないかというのを今お話を聞いて思っているところでございますので、その辺も、どのようなことができるのかということも含めて、ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご質問ございますか。

○はやお副委員長 外形的なところなんですけど、この融資限度額というのが区民と一般と一律化したわけですよ。この狙いというか、確かに額面は上げました。だけれども、普通に考えると、利子補給については、区民と一般を分けている。だけど、ここの金額だけはあえて分けなくて、1本にした。この辺のところについての狙いというか、普通に考えると、今までだったら分けるでしょと思うのが普通なのに、あえて1本にしたところをもう一度正確に。

○松本産業企画担当課長 ご指摘ありがとうございます。まず、他区の状況を見ましても、基本的に限度額を区民と一般で分けているというところはほぼ少ないというか、幾つかに限られている状況でございます。あまり見ないやり方だなというところがまずございます。で、もともとの狙いでございますけれども、やはり融資限度額、ほかの23区に比べて、水準が最も低いような状況であるということもあわせて、この辺、引き上げてくださいという話は、金融機関の皆様からも多くお声として頂いておりました。その中で、しっかり区民の皆様への優遇としましては、金利のほうで差をつけていきたいということで、

なるべく制度を分かりやすくしたいということと、それから、限度額が足りないから、この制度が選ばれないということがないように、そこは、もう区民なり区民以外であっても同じ考え方を持っていますので、まずは、こちらの制度を使っていただきたいと、利用促進したいという思いで、限度額のほうは同一とさせていただいております。

○はやお副委員長 実は、前は、利子補給も限度額も1本だったんですよ、千代田区も。それが何かといたら、分けたほうがいいんじゃないかって、議会からの要望の中で、区民のほうと分けているんですね。だから、ここは、毎回毎回言うんですけども、今までの経緯、経過をよく確認した上で、この方向変換をしていくというような僕は姿勢が大切だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○松本産業企画担当課長 過去の経緯につきましても、制度のほうをいろいろとめぐりながら拝見はさせていただいているところがございますが、やはり、現状、この制度の使い勝手という面で、そういったお声が、限度額が低いために使われていないというお声が幾つか聞いているものですから、そこにつきましても、現状に即した形でより使いやすい制度に変えていくということも、議会の皆様とちょっとご意見も頂きながら決めてまいれたらいいかなというふうに考えてございます。

○はやお副委員長 はい。最後。

これの対応することによって、実を言うと、最初は全部1本だったということで、だったら、金額を上げて、両方とも区民の人たちに使い勝手がいいように、ただ、制度が複雑化というのは、それは説明すればいいことだからというふうに思っちゃうんですね。だから、やっぱり僕はちょっと今の説明じゃ説明になっていないと思うんだけど、取りあえずやってみて、それと、結局、一番大切なことは、商工融資のあっせん制度をやって、現実、金額と件数が下がってきているということが大きな問題だと思っているんですよ。これをどう分析したかなんです。その限度額の問題だったのか。僕は先ほど米田委員が言っていたのか、制度が複雑過ぎちゃって、それでなかなかないのかと。これは要因分析をしっかりとした上で、この制度設計をするべきだと思うんですけども、この辺というのは、例えば、中小企業診断士の方々だとか、この辺というものは、十分確認をした上で、こういう制度に見直しているのかということをお答えいただきたい。

○松本産業企画担当課長 こちらが減少している要因は、多分、複数様々要因はあるかと思えます。長期的に見ると、責任共有制度と言いましても、もともと保証協会による全額保証から金融機関2割負担になったとか、いろんな制度の変遷もございまして、その辺で使いやすい制度だったのかとか、その辺が規制がかかって、少し使いつらくなったのかとか、いろんな要因があるかと思えます。もう少し短期的に見てみましても、コロナ禍の特例融資がございましたので、この辺で一気に資金調達のニーズがあった反動として、その後の終了後、融資が減っているという状況もあるかと思えます。それから、あと、調達方法の多様化としましては、ネットバンキングの普及でありますとか、いろんな形での調達の仕方も増えてきているという中で、いかに我々の制度が選ばれるのかということも考えていかなければいけないというふうに思っております。それから、融資限度額につきましても、やはり幾つかの金融機関さんからもお話を聞いておりでありまして、東京都の制度でありますとか、政策公庫の制度など、ほかの制度も選択されているというような話も聞いておりますので、その辺も含めて、融資限度額が低いということがほかの制度に

流れているということの意見は聞いてございますので、こちらを解決するためにも、今回、制度改正、融資限度額を引き上げるという形で取らせていただいているという状況でございます。

○はやお副委員長 分かりました。いろいろと、コロナ禍のときのいろんな融資があったために、その辺のところはいろいろ対応があったんでしょう。だから、そのところで、今後どういうふうに使われていくのか。あと、どっちかといったら、使ってもらうことじゃなくて、区民であったり企業の人たちがこれによって企業運営がきちっと行くように、千代田区ならではの、行政ならではの、地方行政の中での役割というものをちゃんと見直していただいて、何をやるのがこういう商工の展開になるかということを検討していただきたいと思いますが、もう一度、そのところはきちんと答えていただきたい。

○松本産業企画担当課長 この制度そのものが、やはり中小企業がこの融資を受けるときに、信用の部分で大きな会社に比べるとそこが弱いところを補完するための制度でございます。過去の利用実績、規模別の利用実績を見ましても、小規模事業者の割合が近年増えてきているというのは事実としてございます。これにつきまして、やっぱり規模の大きな事業者のほうから選ばれていない、選ばれなくなってきているということは、資金調達の金額に対してこの制度が使いづらいものになっているというのは事実かと思えます。明らかに、この制度は区の利子補給がございまして、ほかの制度に比べて利率がいいということは間違いのない部分でございますし、また、一方で、区のあっせんの証明書が必要であるとか、手続面で少し煩雑であるとか時間がかかるという部分もあろうかと思えます。そういった意味も含めても、やはり規模の小さい方にシュリンクしてしまっている部分もありますので、そこはしっかりと限度額を上げることによって、使い勝手のいい制度にするということは一番大事なというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。いいです。

○岩佐委員長 はい。のざわ委員。

○のざわ委員 資料3-①の2、改定の内容の（3）特例措置の見直しですけれども、ここで、町会・商店街振興組合等加入事業所に対する融資限度額の優遇措置は廃止しまして、新たに利子補給率を0.1%加算するという記載が変更になっておるんですが、この制度変更によって、商店街加入のインセンティブが弱まる可能性はないのでしょうか。商店街活性化政策との整合性をどのように考えていらっしゃるのか。整合性がちょっと乖離してきた場合には、いろいろご検討は頂けるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○松本産業企画担当課長 （3）番の特例措置の見直しの部分でございますけれども、今まで融資限度額のほうでそれを引き上げるという形を取ってございましたが、その部分につきましては、もう区分をなくして、そもそもが区外の方も融資限度額を引き上げるという形は取ってございます。一方で、ご指摘のとおり、町会加入への促進という部分でどうなのだという部分があろうかと思えますけれども、融資限度額はやめる一方で、今度、新たに利子補給率を0.1%加算するという形を取ってございますので、逆に言うと、今まで以上に区の補助金を増やすという形を取ってございますので、そういった意味では、加入促進という意味では、継続というか、強化につながるんじゃないかなというふうに考え

でございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（3）千代田区商工融資あっせん制度の改定についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、日程3の報告事項を終わります。

日程4、その他に入ります。

委員の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

執行機関から何かございますか。

○武笠文化振興課長 それでは、LED化工事に伴う千代田図書館の休館について、口頭でご報告させていただきます。

千代田図書館は、LED化工事のため、5月24日から6月28日まで休館いたします。利用者の皆様には、広報4月20日号で周知を行うほか、区のホームページや掲示などにより周知を行ってまいります。また、LED化工事と併せて、10階の光壁を撤去いたします。経年劣化により破れが生じ、子どもが手を入れてしまい、危ないためです。撤去後は、掲示板や閉架書庫などにスペースを活用させていただきます。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件について、何か確認したいことはありますか。

○はやお副委員長 今日の日比谷だけのこと——ごめんなさい、千代田図書館のことだけではなくて、例えば、1階のところの和紙アートの部分もあるんですが、この辺というのは、今後、ちょっとどういうふうに考えているのか。何かといたら、何もなくて殺風景なものですから、あと、使えるものは使える。だから、区議会のところはきちっとまだあれだから有効利用していくけども、特に1階のところについてどうなのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 すみません。1階の光壁の撤去跡。掲示板的な形で活用しようといったところで、各課のほうにいろいろヒアリング等をしてきているというところでございます。

一方で、来年度の予算として、デジタル的な形での掲示板というか、案内といったところで、千代田の観光、歴史、あるいは姉妹都市との連携、そのご案内といったところで、千代田の案内をするような形でのデジタル的な掲示板といったところで予算計上させていただいているというところでございます。で、大切なのは、やはりその中のコンテンツという部分がございますので、関係各所とも連携して、早い段階で整備をしていきたいというところを考えているところでございます。

○はやお副委員長 はい、分かりました。

○岩佐委員長 ほかに何か大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、最後に、日程5、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日、この程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時55分閉会